

# 「令和2年7月豪雨」で被災された方への申請等に係る手数料免除の延長について

令和6年（2024年）3月28日  
熊本県健康福祉部健康危機管理課

現在実施している「令和2年7月豪雨により被災された方に対する熊本県健康危機管理課所管の手数料の免除措置」について、下記申請については、**令和7年（2025年）3月31日まで延長**します。

## 1 免除対象となる申請種別

(1) 食品衛生法第55条第1項（※）の規定による食品営業許可申請

（継続許可申請及び臨時営業申請は除く）

※令和3年（2021年）6月1日から食品営業許可業種が一部変更になりました。詳しくは、最寄りの保健所へお尋ねください。

## 2 免除対象者

災害救助法適用区域内に事業所、営業所及び店舗等を有する者

令和2年7月豪雨の影響で、許可施設が損壊し、建替えや移転により廃止届を伴う新規許可を申請する場合（本人の責めに帰すべきではない事由により、申請手続きが行えない場合に限る。）

※免除対象となるかどうか御不明な場合は、最寄りの保健所または下記までお問合せください。

## 3 免除対象となる期間

令和2年（2020年）7月4日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 4 免除の手続き

手数料免除申請書（別添1）に必要事項を記入のうえ、り災証明書（原本）を添付して申請窓口へ提出してください。

※ り災証明書が発行されない事例の場合は、被災状況を示すにあたり、参考となる書類を持参してください。

※ 各様式の記入に当たっては、様式に記載されている注意事項に従ってください。

## 5 手数料の払い戻し手続き

免除の対象となる手数料を既に支払って手続きをされた方で、払戻しが必要な場合は、上記4の書類に加えて、申出書（別添2）に必要事項を記入し、許可申請等を行った窓口へ直接提出してください。

## 6 問合せ先

○最寄りの保健所

○熊本県健康福祉部健康危機管理課食品乳肉衛生班

TEL：096-333-2247